

関口委員提出資料

食品の新たな機能性表示制度の対象成分に関する消費者庁の見解についての意見

平成 26 年 6 月 26 日

健康食品産業協議会

消費者庁提案資料該当箇所

対象成分：直接的又は間接的に定量可能な成分とする。ただし、食事摂取基準において摂取基準が策定されている栄養成分は、栄養政策上の観点から、国が管理する栄養機能食品制度及び特定保健用食品制度で取り扱うこととし、対象としない。

意見

1. “栄養政策上の観点から” という表現と結び付ける点につき理解できないので説明をいただきたい。
2. ビタミン・ミネラル等の栄養素においては、栄養素としての一次機能（食事摂取基準対象）に加えて第3次機能（身体の調節等の機能）に関する研究が進展しており、これらの結果を機能性表示としてできる新たな制度の対象成分であることが必要である。
3. 食事摂取基準において摂取基準が策定されている栄養成分が本制度の対象成分から除外されるということであれば、現在摂取基準が策定されていなくて将来的に策定の検討の必要がある DHA/EPA、アミノ酸等の栄養素においては、策定に後ろ向きになることが予想される。
4. WHO、CODEX 等国际機関においても、非感染性疾病の発症予防において適切な栄養素摂取の意義は理解されており、欠乏症予防とは異なる観点からの取り組みがなされており、欧米等では、そのような機能を意味する機能性表示が認められている。
5. 食事摂取基準において摂取基準が策定されている栄養成分を今回の制度の対象外であるとする、消費者の利益にかなわない場合が出てくる。食事摂取基準において摂取基準が策定されている栄養成分(例えばビタミン類など)[仮にこれを A とする]と、今回の制度の対象ではあるが、摂取基準が策定されていない成分や素材[B とする]を一つの製品に配合した場合を考えてみる。A の側から見ると栄養機能食品だが、一方、B の側から見ると、今回検討されている機能性を表示できる製品という分類にも当てはまる。この場合、どちらか一

つを選択せざるを得ないが、栄養機能食品を選択すると、A について国が認めた決められた表示しかできず、B については訴求できない。一方、機能性を表示できる製品を選択すると、B に基づいた機能性は言えるかもしれないが、仮に、栄養機能以外の機能が A に認められてもその機能性は表示できないこととなる。しかし、両方の分類にまたがることはできないので、どちらか一方しか選択できないこととなり、A、あるいは、B のどちらかの機能性しか表示できないこととなる。これでは、A+B の配合の意味が薄らぐ。米国では、たとえ異なる分野の成分でも、食品である限り混合は可能で、両方の機能性を表示できる。また、実際、配合したことで新たな効果が見つかることもあり、真摯に取り組む企業の製品開発や研究の動機付けにもなっている。このあたりが、企業の製品開発の重要な観点となっている。この高い自由度の下、製品開発が進み、工業所有権なども整備されて産業が発展し、消費者がより良い製品を手にすることができるようになった。したがって、摂取基準が策定されている栄養成分も今回の対象に含め、消費者の理解を促進させ、混乱を防ぐ意味からも、また、いろいろな素材のメリットをフルに享受できるためにも、今回の制度に摂取基準が策定されている栄養成分も含めるべきである。

以上